

## 預金等の不正な払戻しが発生した場合の補償についてのお知らせ

当金庫では、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、下記の基準等に基づき被害補償を実施いたします。詳しくは各カード規定、預金規定(特約)、たましんパーソナルダイレクトご利用規定をご参照ください。補償についてのお問い合わせは、当金庫窓口へお願いいたします。

### ◎預金等の不正な払戻しに係る補償基準等について

	預金者保護法による補償		当金庫の自主ルールによる補償	
	偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳(証書)被害	インターネットバンキング被害
お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。			
お客さまに過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。	当金庫所定の補償割合により被害額を補償させていただきます。	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。			
補償のためにご協力いただく事項	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力	①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものの提示		①当金庫への速やかな通知 ②当金庫への十分な説明 ③お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力

### ◎お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
偽造・盗難キャッシュカード被害	①他人に暗証番号を知らせた場合 ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 ③他人にキャッシュカードを渡した場合 ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合	(1) 次の①または②に該当する場合 ①生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等(免許証など)とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 (2) 上記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合でこれらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 ①暗証番号の管理 ア. 生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ. 暗証番号をロッカー、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 ②キャッシュカードの管理 ア. キャッシュカードを入れたお財布などを他人に容易に奪われる状態においた場合 イ. 酷い等キャッシュカードを他人に容易に奪われる状況においた場合 (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
盗難通帳(証書)被害	①他人に通帳(証書)を渡した場合 ②他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合 ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	①通帳(証書)を他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管していた場合 ③印鑑を通帳(証書)とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
インターネットバンキング被害	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。	

(注1) 盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

(注2) お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金等が引き出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。

## キャッシュカード・通帳(証書)および暗証番号等の管理について

### キャッシュカードの管理

- ①キャッシュカードは他人に使用されないよう管理してください。
- ②キャッシュカードは紛失していないかこまめにご確認ください。
- ③キャッシュカードは、暗証番号を記載したメモや暗証番号を推測させる書類等(免許証・健康保険証・パスポート等)とは別々に管理してください。
- ④キャッシュカードを安易に他人に渡さないでください。
- ⑤キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。

### 暗証番号の管理

- ①暗証番号は他人に知らせないでください。
- ②キャッシュカードに暗証番号を書き記さないでください。
- ③生年月日、電話番号、住所・地番、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号を暗証番号に使用しないでください。
- ④キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など他の取引に使用する際の暗証番号に使用することは避けてください。
- ⑤ATMなどを利用されるときは暗証番号を後ろから覗き見されないようご注意ください。

### 通帳(証書)・印鑑の管理

- ①通帳(証書)・印鑑は他人に使用されることのないよう別々に管理してください。
- ②通帳(証書)・印鑑を紛失していないかこまめにご確認いただくとともに、通帳記入などで残高をこまめにご確認ください。
- ③通帳(証書)・印鑑を安易に他人に渡さないでください。
- ④届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管したり、他人に渡したりしないでください。
- ⑤通帳(証書)・印鑑を他人の目につきやすい場所に放置するなど、盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下におかないでください。
- ⑥お取引にかかる印鑑については、大量に生産されている三文判などは極力使用しないでください。

### インターネットバンキング取引にかかるID・パスワードの管理

- ①ID・パスワード等は他人に知らせないでください。
- ②生年月日、電話番号、住所・地番、自動車等のナンバーなど他人に推測されやすい番号をパスワードに使用しないでください。
- ③ID・パスワード等をパソコンのファイルやメール等に保存しないでください。
- ④ID・パスワード等は、メモ等の紙に残さないようにしてください。
- ⑤インターネットカフェなど不特定多数の人が利用する場所のパソコン等で、インターネットバンキング取引を行わないでください。
- ⑥当金庫からメール等でお客さまのID・パスワードをお聞きすることはありません。

## ATM異常取引通知サービスについて

当金庫では、異常と思われるATM取引を検知した場合、お客さまへ電話にてご連絡を差し上げるサービスをいたしております。

異常を検知した場合、お客さま(当該預金口座の名義人様)へ電話にてご連絡を差し上げ、ATM取引内容を確認し、お客さまに覚えの無い場合は、即時に預金口座に事故設定を行います。

本サービスにより、キャッシュカードの盗難・偽造・変造による被害を最小限に抑えることが可能となります。

※お客さまの預金口座に異常取引があった場合は、異常取引発生日の、翌営業日午前9時以降に電話にてご連絡を差し上げます。

※異常と思われる取引は、当金庫が任意に定めたもので、すべての異常取引を検知できるものではありません。

## ATMでは10万円を超える現金振込はご利用いただけません (キャッシュカードによるお振込は) (ご利用いただけます(注1))

法律により10万円を超える現金振込については「取引時確認」が必要となっています。このため、ATMによる10万円を超える現金振込(当店宛も含まれます。)はご利用いただけません。また、窓口で10万円を超える現金振込をされる場合は「本人確認書類」により取引時確認をさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるお振込はご利用いただけます。(注1) お客さまには何かとご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ATMによるお振込

現金振込	10万円以下	○	ご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。「本人確認書類」をご用意のうえ、窓口までお申し付けください。
キャッシュカードによるお振込	当金庫のカード	○	当金庫所定の範囲内またはお客さまが任意で設定いただいた範囲内でご利用いただけます。(注1)
	他行カード	○	ご利用いただけます。(注1) お取引の金融機関により振込限度額が設けられておりますので、詳しくは直接お取引の金融機関へご照会ください。

### 窓口で10万円を超える現金振込をされる場合

振込依頼書に必要な事項をご記入のうえ、「本人確認書類(注2)」をご提示ください。  
なお、お取り扱い時間により翌日扱いとなる場合がありますので予めご了承ください。

(注1) ただし、法律に基づく取引時確認が済んでいない口座のキャッシュカードを使って、10万円を超えるお振込はご利用いただけません。詳しくはカード発行金融機関へお問い合わせください。

(注2) 本人確認書類: 運転免許証、個人番号カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など。健康保険証等の「顔写真のない本人確認書類」の場合は、別途本人確認書類が必要となりますので、当金庫窓口までお問い合わせください。

平成28年10月1日現在